

平成30年8月7日  
社援発0807第6号

都道府県知事  
指定都市市長  
各 中核市市長 殿  
関係団体の長  
地方厚生(支)局長

厚生労働省社会・援護局長  
( 公 印 省 略 )

「介護技術講習実施要領について」の一部改正について

今般、「介護技術講習実施要領について」（平成27年3月31日付け社援発0331第48号本職通知）を別添のとおり改正し、平成30年8月7日より適用することとしたので、御了知の上、円滑な実施について特段の御配慮をお願いします。